

第2期  
基山町子ども・子育て支援事業計画  
概要版

令和2年3月

# 1 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本町では、「基山町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度末で終了することから、さらなる子育て支援の充実を図るため、「第2期基山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期計画に引き続き、子どもたちの健やかな育ちと保護者の子育てを、社会全体で支援する環境整備を目的として取り組みを推進します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の性格を備えた内容としています。更に、貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」を内包しています。

なお、本町のまちづくりの基本となる「基山町総合計画」を上位計画として、基山町地域福祉計画と連携し、障害児福祉計画等の関連する計画との整合性を持たせ、本町の子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定しました。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
← 子ども・子育て支援事業計画					第2期 子ども・子育て支援事業計画 →				

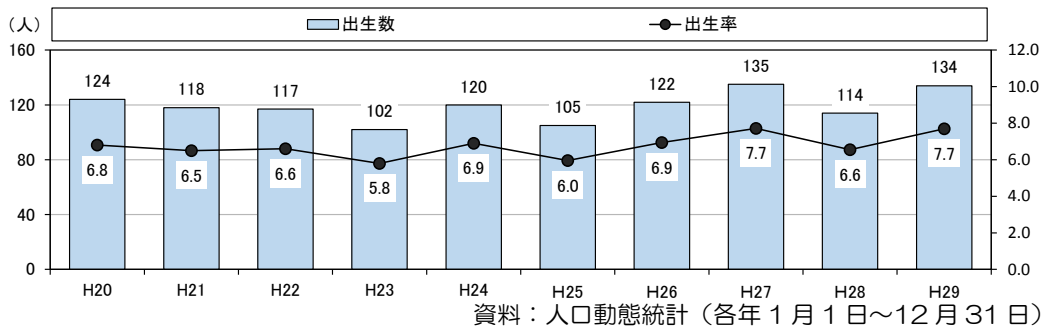
## 2 基山町の現状

### 1 出生数・出生率の推移

出生数は、平成 20 年から平成 23 年にかけて緩やかな減少傾向にありましたが、平成 24 年以降は増減を繰り返しつつ微増傾向にあります。

出生率（人口千人当たり出生数）についても、出生数と同様に推移しており、平成 29 年では 7.7 となっています。

＜出生数、出生率の推移＞



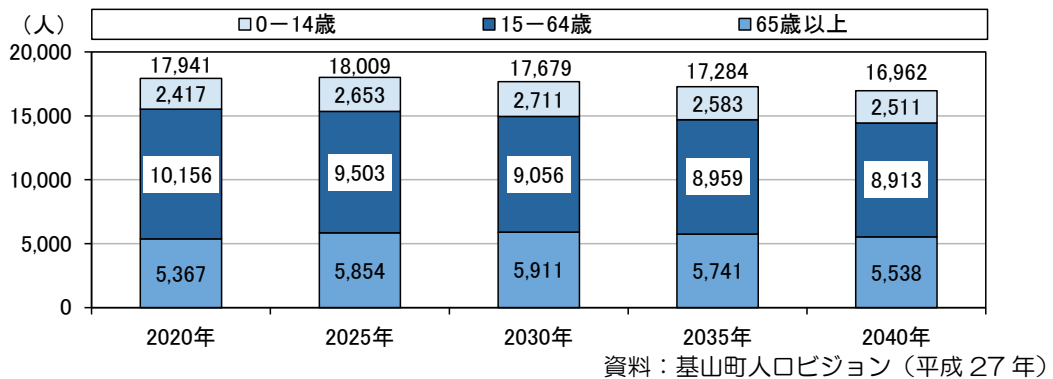
### 2 将来の人口推計

将来の人口推計は、本計画の上位計画にあたる「第 5 次基山町総合計画（平成 28 年度～令和 7 年度）」の基礎資料となっている「基山町人口ビジョン（平成 27 年度策定）」において推計されている結果（シミュレーション 3）に則ります。

これは、合計特殊出生率が 2030 年に 1.77、2040 年までに 2.07 に上昇し、社会増減は、人口移動が 2040 年までにゼロに収束、更に、住宅施策、空き家対策等人口増施策を行うと仮定した推計となります。

なお、本計画では、この人口推計に基づき、ニーズ量を算出しています。

＜基山町の将来人口＞



## 3 計画の概要

### 1 基本理念

みんなで、支えて、育てあう、  
やさしさあふれるまち きやま

本町では、次代の社会を担う子どもが健やかに、かつ、安全に育成される社会の実現を目指し、子育てを支援する体制の整備を図っていきます。子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもとしっかり向き合いながら教育・保育の安定的な提供等を計画に位置づけ、子どもの健やかな成長を支援します。

### 2 基本方針

1. 子どもの権利の尊重
2. 社会全体による子育て支援
3. 次代の親づくり
4. すべての子どもと家庭への支援
5. 利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組み
6. サービスの質の確保
7. 地域における社会資源の効果的な活用

### 3 数値目標

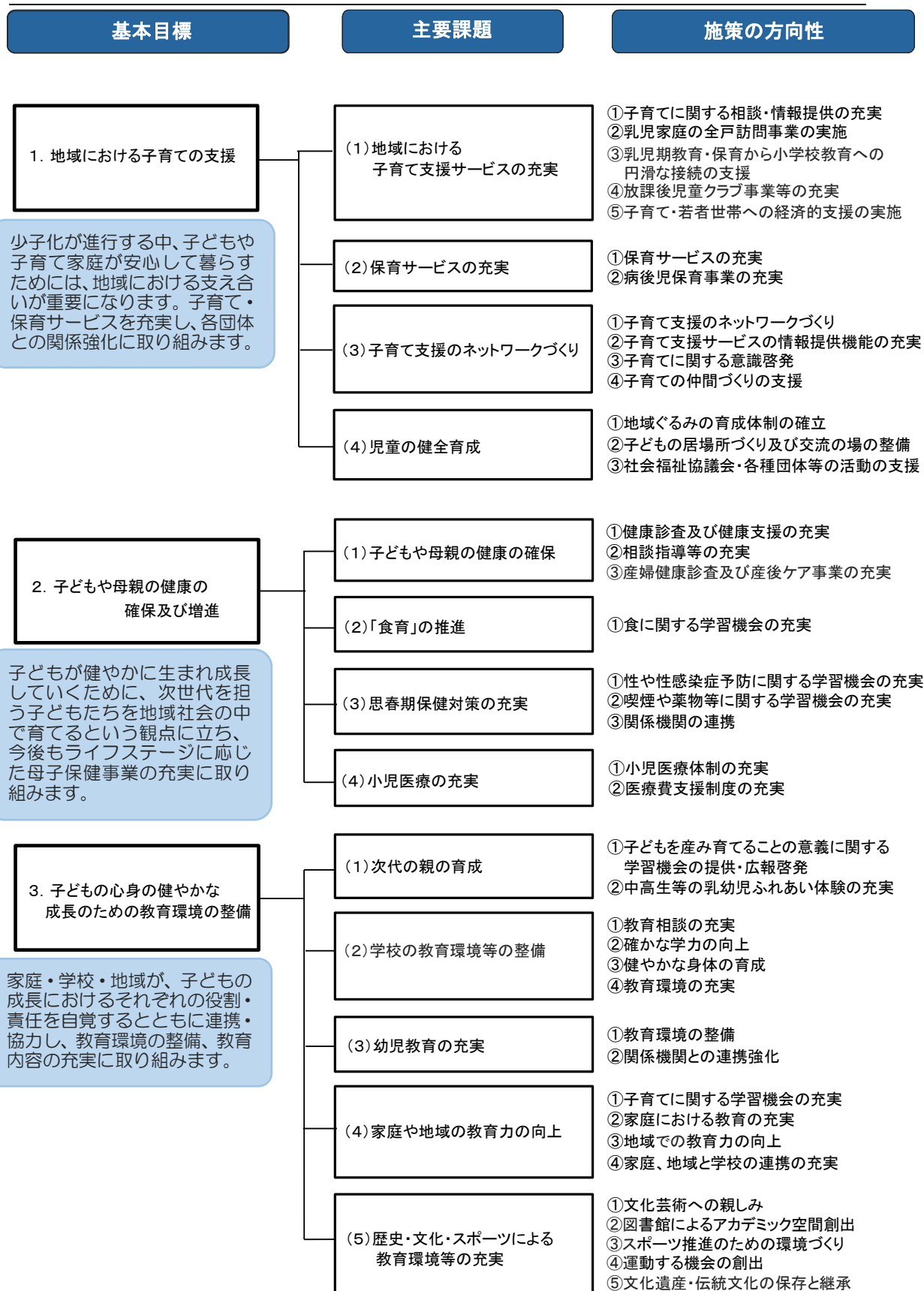
(単位:%)	現状値(令和元年)		目標値(令和6年)	
	就学前児童 保護者	小学生児童 保護者	就学前児童 保護者	小学生児童 保護者
①子育てのしやすさの割合	83.2	76.1	85.0	80.0
②子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	53.1	50.2	40.0	40.0

論拠：基山町子ども・子育て支援に係るアンケート調査

①「子育てがしやすい」「どちらかといえば子育てがしやすい」と回答した人の割合

②子育てに関して、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した人の割合

## 4 計画の体系



## 基本目標

### 4. 子育てを支援する生活環境の整備

妊婦や小さな子どもを連れた家族は外出の際、不安や不便を感じる事が少なくありません。地域の住民一人ひとりへの意識を高め、安全の確保に取り組めます。

## 主要課題

(1) 安全な道路交通環境の整備

(2) 安心して外出できる環境の整備

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(5) 子どもを取り巻く環境対策の推進

## 施策の方向性

- ①安全・安心に通行することができる歩道の整備
- ②生活道路の交通環境の改善

- ①公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進
- ②子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
- ③子育てバリアフリーマップの作成

- ①交通安全意識の啓発
- ②安全の確保

- ①防犯環境の整備
- ②防犯活動の推進・啓発
- ③子どもを対象とした防犯指導の実施

- ①有害環境対策の推進

### 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

女性の社会進出、働き方の見直しに対応し、職場と家庭とのバランスの取れたライフスタイルへの転換できる取り組みを推進します。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ①仕事と生活の調和の意識啓発・情報提供
- ②特定事業主行動計画の推進
- ③仕事と子育ての両立のための基盤整備

### 6. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

要保護児童やひとり親家庭、障がい児等の個別のサポートが必要な子どもとその家庭に対して、きめ細かな支援に取り組めます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

(3) 障がい児施策の充実

(4) 子育て相談のワンストップ化

- ①虐待の発生予防
- ②虐待の早期発見・早期対応

- ①自立支援の推進

- ①障がいの原因となる疾病等の早期発見・情報提供
- ②地域生活支援事業や相談・支援体制の充実
- ③障害者基本計画・障害(児)福祉計画の推進
- ④障がい児・者の自立支援や環境整備
- ⑤放課後児童クラブの要配慮児童への支援
- ⑥発達障がいに対する適切な教育

- ①子育て世代包括支援センター事業の充実
- ②関係機関との連携強化

### 7. 子どもの貧困対策の推進

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済・社会状況にかかわらず、自立する力を伸ばすことのできる取り組みを推進します。

(1) 子ども・子育て家庭の視点に立った切れ目のない支援

(2) 教育学びの支援

(3) 生活の支援

(4) 支援ネットワークの強化

- ①関係機関のネットワークの充実
- ②子育て支援のワンストップ窓口の設置
- ③子どもの育ち・成長の支援

- ①質の高い教育が受けられるような環境の整備
- ②「学校」をプラットフォームとした総合的な子ども・子育て施策の展開
- ③小学校生活が始まる環境の整備
- ④学習支援の充実

- ①子育て力を高めるための支援
- ②放課後に安心して過ごせる居場所づくり
- ③ひとり親等の生活支援や就業支援の充実
- ④保育所整備

- ①各団体との支援ネットワークの強化

## 4 子ども・子育て支援施策の展開

### 1 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、基山町全域を1区域として設定します。

### 2 子ども・子育て支援給付・地域子ども・子育て支援事業

事業名	単位	量の見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援給付	人	661	686	696	707	719
地域子育て支援拠点事業	延べ回数	899	1,011	1,124	1,236	1,348
延長保育事業	人	193	199	206	213	219
一時預かり事業 (幼稚園型)	人日	654	689	684	705	714
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	人日	519	537	554	572	590
病児・病後児保育事業	人	108	108	108	108	108
ファミリー・サポート・センター事業	人日	20	21	22	23	23
放課後児童クラブ事業	人	220	230	241	249	260
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
利用者支援事業 (基本型・特定型)	箇所	1	1	1	1	1
利用者支援事業 (母子保健型)	箇所	1	1	1	1	1
健康診査事業(妊婦)	人	145	153	164	170	178
乳児家庭全戸訪問事業	人	145	153	164	170	178
養育支援訪問事業	人	0	0	0	0	0

事業名	施策展開
実費徴収に係る補足給付を行なう事業	・国の要綱に基づいた給付に加え、教育・保育給付認定（2号認定）の多子世帯にも本町独自の補足給付を実施しています。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	・国・県の動向や、町内での需要等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

基山町では、見込み量に対して十分な事業提供を確保できる予定ですが、社会情勢の変化に応じて提供体制の確保や充実を図ります。また、町内で対応できない事業は、近隣との連携を図り、ニーズに対応できる体制づくりに努めます。

## ≡ 5 計画の推進体制 ≡

### 1 計画の推進

町内関係機関と連携し、保育所・幼稚園等の子ども・子育て支援事業者、学校、地域住民など多くの方々の意見を参考に取り組みを広げていきます。

### 2 計画の推進管理

「基山町子ども・子育て会議」において、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努めます。また、庁舎関係各課の長で構成する「基山町子ども・子育て支援事業計画推進委員会」を設置し、進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」など大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和6年度）までとします。

第2期基山町子ども・子育て支援事業計画  
概要版  
企画・編集 基山町こども課  
〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地